

中央地区公民館

令和3年度 第2回

# 自主事業 落語会

ひにち : 令和3年11月20日(土)  
じかん : 午後1時30分開演  
ところ : 中央地区公民館  
木戸銭 : 無料



※今回もコロナ感染防止の為、観客人数を20名とさせていただきます。

感染状況により、中止となる場合があります。

11月1日(月)から整理券を公民館で配布します。

お問い合わせ… 中央地区公民館 古江見201-1

☎82-1093



# 回覧

有田市民会館 紀文ホール アニメ映画会



12/26 SUN

開場 13:30

開演 14:00 (約125分)

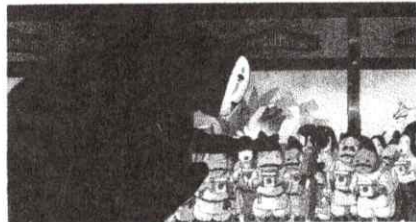
※日本語字幕付き

1/16 SUN

開場 13:30

開演 14:00 (約135分)

※日本語字幕付き



紀文ホールの大スクリーンでジブリを観よう!



入場無料  
全席自由

入場整理券 11/3 (水祝) 配布開始!

9:00~ (お一人様につき2枚まで配布)

場所: 有田市民会館 紀文ホール (和歌山県有田市箕島46番地)

主催: 有田市民会館自主事業実行委員会 ☎ 0737-82-2626 (受付時間: 9:00~17:00 火曜休館)



## ○有田市スポーツ賞について

有田市スポーツ賞は、本市のスポーツ振興に貢献され功績著しい方、又は各種スポーツ競技において優秀な成績を収められた方を表彰するものです。

つきましては、下記の選考の基準を満たしている方が対象となります。

### ◆選考の基準

(1) 対象者は、個人にあっては本市在住、本市学校等在籍者、本市出身者、又は国体競技でふるさと選手に登録している方、団体にあっては本市に存在する団体とします。

(2) 対象とする成績は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までに開催された各種大会における成績とします。

(3) 各賞の選考対象とするスポーツ大会および成績

#### ◇スポーツ顕賞

- ・国際大会への出場、又はアジア大会等での第1位～第3位
- ・日本選手権大会での第1位

#### ◇スポーツ賞

- ・アジア大会等への出場
- ・日本選手権大会での第2位～第3位
- ・主たる全国大会での第1位～第3位
- ・全国障害者スポーツ大会での第1位

#### ◇スポーツ奨励賞

- ・日本選手権大会への出場
- ・主たる全国大会での第4位～第8位
- ・全国障害者スポーツ大会での第2位～第3位
- ・西日本、近畿、関西大会での第1位

#### ◇スポーツジュニア賞

- ・全日本小学生選手権大会への出場

◎新型コロナの影響を加味し、今年度は以下の場合も対象とします。

- ①上記大会への出場が決まっていたが全国大会が中止された場合。
- ②全国大会が中止になり、上記大会予選相当の代替大会等において、例年の全国大会出場相当の成績を残した場合。

#### ◇スポーツ功労賞

- ・長きにわたりスポーツ振興に貢献した方

※県内の学校、市内各競技団体には推薦書を送付していますが、市外の団体に所属され上記に該当していると思われる方は下記にお問い合わせください。

【問い合わせ】有田市教育委員会 生涯学習課 TEL 0737-22-3765 (直通)

## イノシシの狩猟と有害駆除について

現在、市内では、山間部だけでなく、民家周辺にもイノシシの出没が急増し、みかんなどの農作物に被害を与えています。また、皆様の暮らしにも危険が及ぶことがあります。

和歌山県の、イノシシの狩猟期間は毎年 11 月 1 日から翌年 3 月 15 日までと定められています。この期間、県内外のハンターが趣味等で、箱わなやくりわなといったわなを用いる方法、猟犬を放って、銃器を使用する方法などにより、イノシシを捕獲できます。

イノシシの狩猟は山奥で行われてきましたが、近年では市内でもハンターが狩猟を行うことも多くなっています。

本来、イノシシの捕獲は、この狩猟期間以外は禁止されていますが、農作物被害を少なくするため、市では猟友会の協力を得て、通年で箱わなや毎週日曜日に銃器を使用した駆除を行っていただいています。

狩猟期間中は、基本的に毎月、第 1・第 3 土曜日に変更して有害駆除を行います。

つきましては、下記のとおり、皆様にご理解いただきたくお願い申し上げます。

### 記

- ・有害駆除を実施する場合は、その前日までに無線放送やメール・ライン配信で市民の皆様にお知らせしますが、緊急の場合には、事前の告知なしで駆除を実施することがあります。また、イノシシの移動により、近隣地区で駆除を行う場合もありますのでご容赦ください。
- ※狩猟期間中に、ハンターが狩猟としてイノシシの捕獲を行う場合は、放送はありません。
- ・民家周辺では銃器を使用することはできません。
- ・イノシシの駆除や捕獲については、安全を確保するために、近隣で作業中の農家さんに一時的にご協力をお願いする場合があります。
- ・イノシシの生息場所によっては、猟友会会員や猟犬が、個人所有の畑や山林に立ち入ることがありますので、ご理解願います。
- ・イノシシを見かけたときは、決して近寄らないようにしてください。
- ・箱わなやくりわなには、決して触れないようにしてください。



お問合せ先：

〔狩猟については〕

有田振興局農業水産振興課 TEL 64-1273

〔有害駆除については〕

有田市役所有田みかん課 TEL 22-3635



令和3年度

## 不良空家等除却補助事業のご案内



有田市では、地域の防災、防犯等、周囲の環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家の除却を促進し、市民の安全・安心で良好な住環境の向上を図るため除却費用の一部を補助する制度を実施しています。

★老朽化した空き家を所有しているが維持管理に困っている…

★空き家が原因で近隣に迷惑をかけている… など

～ 空き家で困っている方は、是非この機会にご活用ください！～

補助金  
上限80万円

■ 申請受付期間 : 現在受付中 (令和4年1月31日まで) 【土日祝は除く】

■ 申請受付場所 : 有田市役所 3階 都市整備課 公共建築係

■ 募集予定棟数 : 26棟 程度 (令和3年10月21日時点)

※補助金交付申請書提出順。予算がなくなり次第締め切ります。

## 1. 補助の対象となる空き家

- ① 概ね年間を通して住宅として使用実績がない空き家
- ② 専用住宅、併用住宅 (2分の1以上が居住の用に供されていたもの)、長屋、アパート
- ③ 個人が所有する空き家
- ④ 空き家の不良度の測定基準の評点が60以上 (市担当者の現地調査による) など…

## 2. 補助金の額

- 国が定める標準除却費または除却工事費のいずれか少ない方の金額に10分の8を乗じた額で80万円が限度 ※家財道具、塀、樹木などの撤去処分費は補助対象外

## 3. 補助対象者 (申請者)

- 空き家の所有者または相続人、または左記の者より除却について同意を得た者
- 市税の滞納がないこと など…

## 4. 補助対象工事

- 建設業法の許可又は解体工事業登録を受けた有田市内の建設業者が請負う工事
  - 補助対象となる空き家の敷地内に存する全ての工作物を除却すること など…
- ※補助金の交付を決定する前に、契約・工事着手したものは補助対象外

## 5. 固定資産税の課税標準の特例措置

空き家の解体に伴い、固定資産税の住宅用地の特例措置は適用除外となりますが、本事業を活用すれば、特例措置と同様の減免制度が最長で5年度分受けられる場合があります。

## 6. 補助金の代理受領制度

代理受領とは、申請者が受け取る予定の補助金を市から直接施工業者へ交付する制度です。申請者は補助金相当額を除いた工事費を用意すればよいので支払額の負担が軽減されます。

なお、空家等対策の推進に関する特別措置法の『特定空家等』に指定されると、本補助金だけでなく、固定資産税の住宅用地の特例制度も適用対象外となります。

まずは、  
現地調査から！

補助金交付申請には、不良空家等の認定を受けている事が条件となります。

空き家の現地調査及び認定申請は、年間を通して受け付けていますのでお気軽にご連絡ください！

■ 詳しくは、有田市ホームページをご覧ください！

<https://www.city.arida.lg.jp/kurashi/sumai/1001036.html>

有田市役所 都市整備課 公共建築係 (市役所3階)

電話 : 0737-22-3619 (直通)

